

# I 平成30(2018)年度 市町村民経済計算(名目)の概況

## 1 圏域別市町村内総生産

平成30年度の市町村内総生産(=県内総生産)は、前年度比1.1%増の19兆8,080億円となった。

圏域別にみると、京築、糸島圏域の2圏域で前年度比減少し、それ以外の13圏域で増加した。増加率が最も大きかったのは直方・鞍手圏域の9.3%増で、減少率が最も大きかったのは京築圏域の5.8%減であった。

福岡市、北九州市圏域の2圏域で、市町村内総生産の約6割を占め、県内の経済活動に与える影響が大きいことを表している。

表1 市町村内総生産(圏域別・地域別)

		実額(億円)		対前年度増加率(%)		全県に対する割合(%)	
		平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
圏域別	福岡市	76,636	77,525	2.7	1.2	39.1	39.1
	筑紫	13,145	13,321	3.8	1.3	6.7	6.7
	糟屋中南部	6,284	6,335	2.2	0.8	3.2	3.2
	宗像・糟屋北部	7,286	7,297	1.5	0.2	3.7	3.7
	糸島	2,273	2,164	2.6	-4.8	1.2	1.1
	朝倉	4,046	4,211	1.2	4.1	2.1	2.1
	八女・筑後	4,735	4,954	1.8	4.6	2.4	2.5
	久留米	13,962	14,063	-0.5	0.7	7.1	7.1
	有明	6,861	6,909	2.0	0.7	3.5	3.5
	直方・鞍手	4,509	4,927	-1.1	9.3	2.3	2.5
	飯塚・嘉穂	5,234	5,398	0.9	3.1	2.7	2.7
	田川	2,859	2,974	-0.0	4.0	1.5	1.5
	北九州市	37,352	37,616	1.3	0.7	19.1	19.0
	遠賀・中間	2,987	3,020	-0.6	1.1	1.5	1.5
京築	7,825	7,368	8.1	-5.8	4.0	3.7	
	合計	195,994	198,080	2.1	1.1	100.0	100.0
地域別	福岡	109,670	110,852	2.7	1.1	56.0	56.0
	筑後	25,557	25,926	0.6	1.4	13.0	13.1
	筑豊	12,602	13,298	-0.0	5.5	6.4	6.7
	北九州	48,164	48,004	2.2	-0.3	24.6	24.2

(注1)圏域とは、平成21年度に地域振興に活用するために設定された「福岡県広域地域振興圏域」をいう。

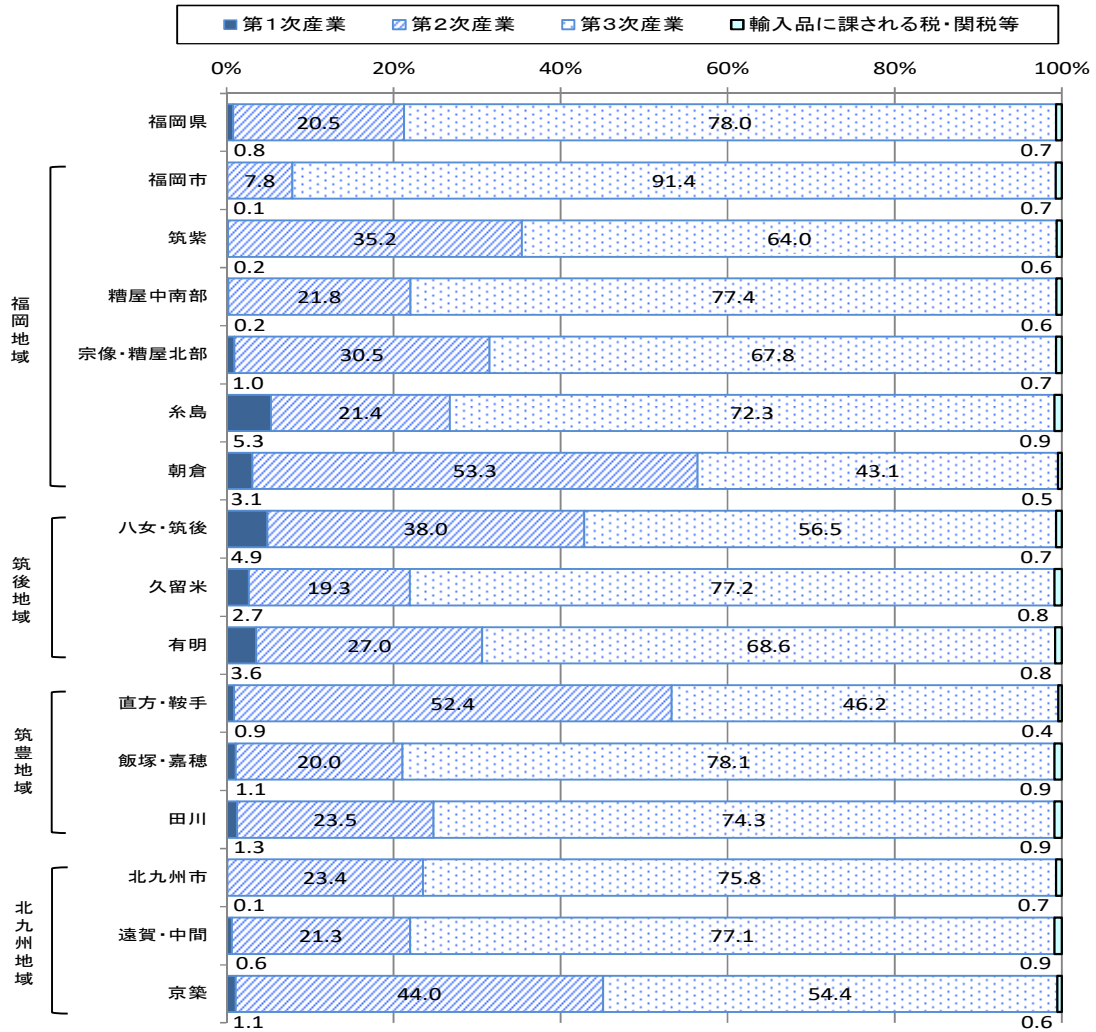
(注2)地域別、圏域別の市町村名については、177頁を参照のこと。

### (1) 圏域別市町村内総生産(産業別)

本県全体の市町村内総生産を産業別構成比で見ると、第1次産業は全体の0.8%、第2次産業は20.5%、第3次産業は78.0%となっている。

次に、圏域別に前年度比で見ると、第1次産業は、糟屋中南部、飯塚・嘉穂圏域の2圏域で増加したが、それ以外の13圏域では減少し、全体では5.5%の減少となった。第2次産業は、糸島、京築、宗像・糟屋北部、福岡市、遠賀・中間圏域の5圏域で減少したが、それ以外の10圏域で増加し、全体では1.0%の増加となった。また、第3次産業は、全ての圏域で増加し、全体では1.0%の増加となった。

図1 平成30年度 圏域別市町村内総生産(産業別)



(グラフ内の数値は構成比：%)

平成30年度

表2 産業別市町村内総生産(圏域別・地域別)

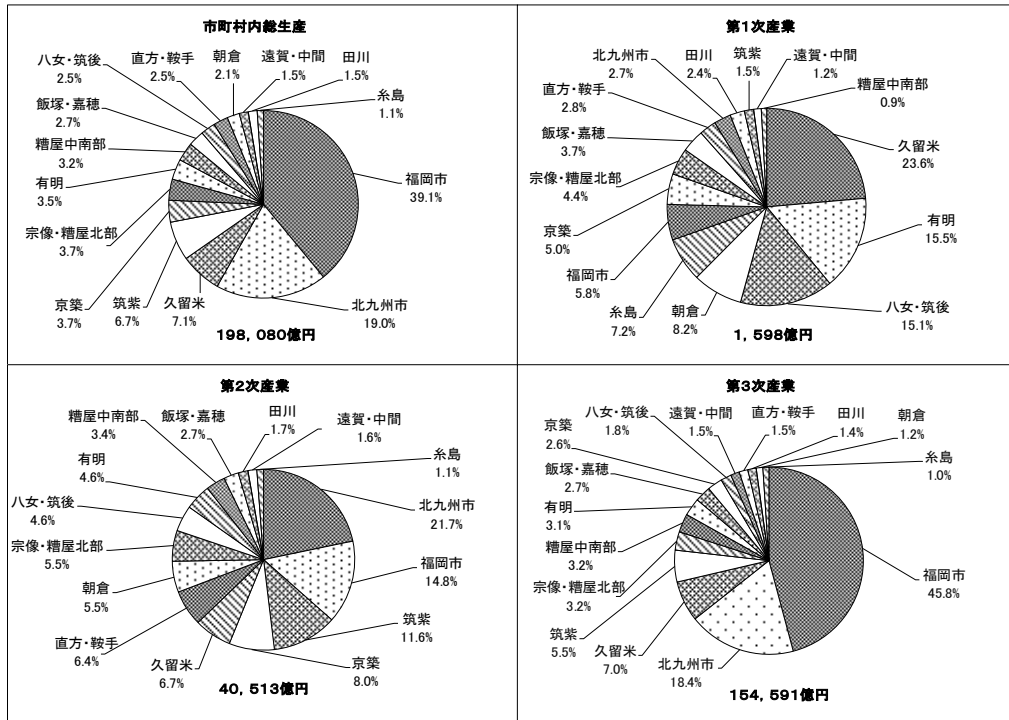
		第1次産業		第2次産業		第3次産業		輸入品に課される税・関税等 ※		合計	
		実額 (億円)	対前年度増加率 (%)	実額 (億円)	対前年度増加率 (%)	実額 (億円)	対前年度増加率 (%)	実額 (億円)	対前年度増加率 (%)	実額 (億円)	対前年度増加率 (%)
圏域別	福岡市	93	-9.0	6,008	-1.2	70,876	1.2	547	22.8	77,525	1.2
	筑紫	24	-0.1	4,688	1.2	8,531	1.2	79	30.2	13,321	1.3
	糟屋中南部	14	0.2	1,380	0.4	4,900	0.8	40	24.2	6,335	0.8
	宗像・糟屋北部	70	-0.3	2,228	-3.7	4,950	1.8	49	24.5	7,297	0.2
	糸島	115	-1.9	463	-21.4	1,565	1.0	20	19.5	2,164	-4.8
	朝倉	130	-0.4	2,245	6.8	1,816	0.9	20	40.5	4,211	4.1
	八女・筑後	242	-2.3	1,880	11.9	2,799	0.7	33	19.2	4,954	4.6
	久留米	377	-6.8	2,707	0.2	10,859	1.0	119	17.5	14,063	0.7
	有明	247	-14.3	1,869	3.2	4,740	0.5	54	17.5	6,909	0.7
	直方・鞍手	45	-2.1	2,582	17.6	2,279	1.2	22	38.5	4,927	9.3
	飯塚・嘉穂	59	0.2	1,078	11.0	4,214	1.2	46	18.1	5,398	3.1
	田川	38	-2.3	699	15.9	2,211	0.7	26	18.5	2,974	4.0
	北九州市	44	-5.5	8,800	1.8	28,516	0.2	257	23.6	37,616	0.7
遠賀・中間	20	-2.4	644	-0.8	2,330	1.5	26	18.7	3,020	1.1	
京築	80	-2.2	3,241	-13.6	4,006	1.1	41	34.9	7,368	-5.8	
	合計	1,598	-5.5	40,513	1.0	154,591	1.0	1,377	23.0	198,080	1.1
地域別	福岡	446	-2.7	17,013	-0.5	92,638	1.2	754	24.0	110,852	1.1
	筑後	867	-7.9	6,456	4.2	18,398	0.8	206	17.8	25,926	1.4
	筑豊	142	-1.2	4,359	15.6	8,704	1.1	94	22.3	13,298	5.5
	北九州	144	-3.3	12,685	-2.7	34,852	0.4	324	24.5	48,004	-0.3

※ 輸入品に課される税・関税から、総資本形成に係る消費税を差し引いた額。

## (2) 産業別市町村内総生産(圏域別構成比)

本県全体の市町村内総生産を圏域別構成比でみると、第1次産業では、久留米、有明、八女・筑後圏域の3圏域で全体の約5割を占めており、第2次産業では北九州市、福岡市、筑紫圏域の3圏域で約5割、第3次産業では福岡市、北九州市圏域の2圏域で約6割を占めている。

図2 産業別市町村内総生産(圏域別構成比)



## (3) 就業者1人当たり市町村内総生産(圏域別・地域別)

就業者1人当たりの市町村内総生産(市町村内総生産/全市町村内の就業者数)は、7,869千円となり前年度比0.6%の増加となった。

圏域別に前年度比でみると、京築、糸島、宗像・糟屋北部、糟屋中南部圏域の4圏域で減少し、それ以外の11圏域で増加した。

また、県平均を100とする指数でみると、朝倉圏域で116.5と最も高く、福岡市、筑紫、京築圏域と続いている。

表3 就業者1人当たり市町村内総生産(圏域別・地域別)

		実額(千円)		対前年度増加率(%)		指数(県平均=100.0)	
		平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
圏域別	福岡市	8,614	8,651	2.0	0.4	110.1	109.9
	筑紫	8,604	8,612	2.5	0.1	110.0	109.4
	糟屋中南部	7,414	7,345	0.4	-0.9	94.8	93.3
	宗像・糟屋北部	7,554	7,444	-0.7	-1.4	96.5	94.6
	糸島	6,475	6,161	0.2	-4.9	82.8	78.3
	朝倉	8,747	9,169	-0.3	4.8	111.8	116.5
	八女・筑後	6,420	6,744	-0.3	5.0	82.0	85.7
	久留米	6,294	6,337	-1.7	0.7	80.4	80.5
	有明	6,606	6,673	1.0	1.0	84.4	84.8
	直方・鞍手	7,087	7,661	-2.4	8.1	90.6	97.4
	飯塚・嘉穂	6,519	6,711	0.3	2.9	83.3	85.3
	田川	5,856	6,082	-0.5	3.9	74.8	77.3
	北九州市	7,887	7,933	1.2	0.6	100.8	100.8
	遠賀・中間	6,655	6,711	-1.2	0.8	85.0	85.3
京築	8,772	8,243	7.2	-6.0	112.1	104.8	
	合計	7,825	7,869	1.2	0.6	100.0	100.0
地域別	福岡	8,404	8,422	1.6	0.2	107.4	107.0
	筑後	6,398	6,499	-0.8	1.6	81.8	82.6
	豊	6,539	6,868	-0.9	5.0	83.6	87.3
	北九州	7,926	7,888	1.9	-0.5	101.3	100.2

## 2 圏域別市町村民所得

平成30年度の市町村民所得(=県民所得(要素費用表示))は、雇用者報酬、財産所得(非企業部門)が増加したことにより、前年度比0.3%増の14兆7,359億円となった。

圏域別にみると、京築、有明、北九州市、飯塚・嘉穂圏域の4圏域で前年度比減少し、それ以外の11圏域で増加した。増加率が最も大きかったのは、糟屋中南部圏域の2.4%増で、減少率が最も大きかったのは京築圏域の2.1%減であった。

また、福岡市、北九州市の両圏域で、市町村民所得全体に対する割合が約5割を占めており、福岡市圏域は0.1%増、北九州市圏域は0.1%減であった。

表4 市町村民所得(圏域別・地域別)

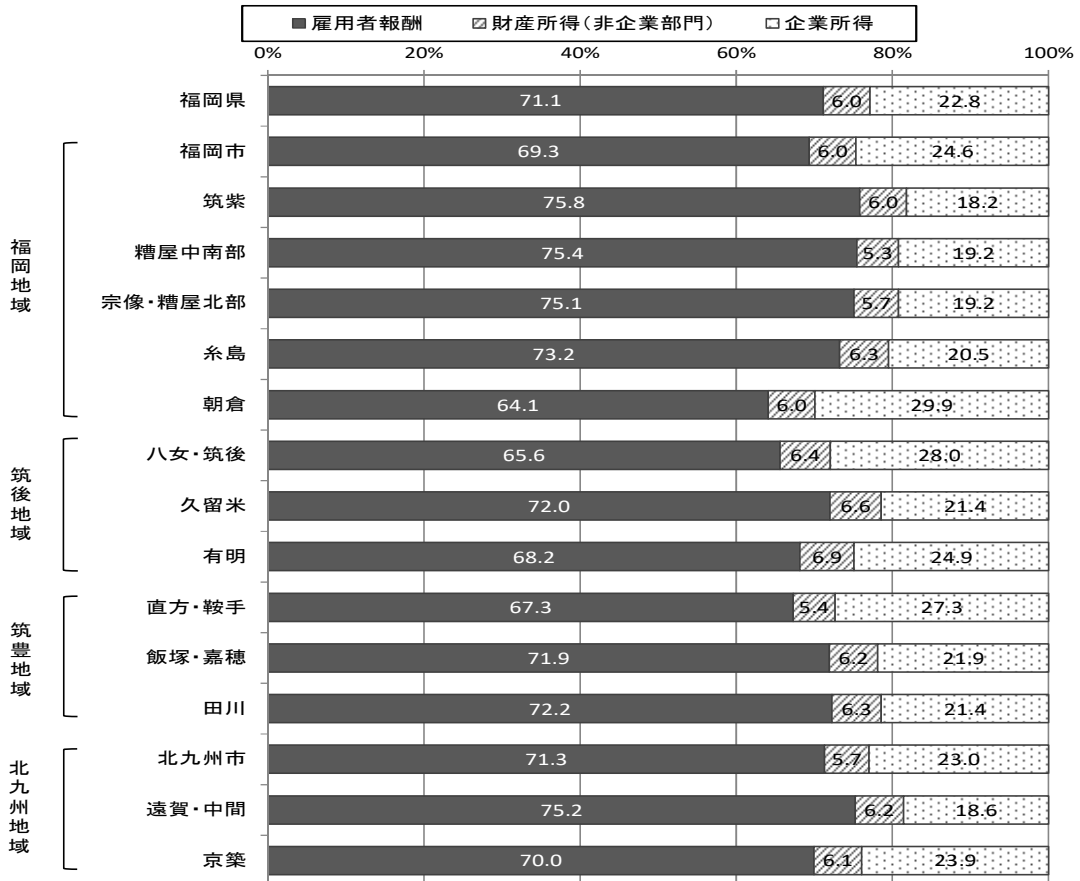
		実 額 (億 円)		対前年度増加率(%)		全県に対する割合(%)	
		29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
圏 域 別	福 岡 市	49,480	49,529	3.5	0.1	33.7	33.6
	筑 紫	13,083	13,226	4.2	1.1	8.9	9.0
	糟 屋 中 南 部	5,779	5,916	3.9	2.4	3.9	4.0
	宗 像 ・ 糟 屋 北 部	7,209	7,292	3.5	1.1	4.9	4.9
	糸 島	2,698	2,712	3.4	0.5	1.8	1.8
	朝 倉	2,241	2,246	1.8	0.2	1.5	1.5
	八 女 ・ 筑 後	3,236	3,254	2.2	0.6	2.2	2.2
	久 留 米	12,373	12,399	2.8	0.2	8.4	8.4
	有 明	5,494	5,474	3.5	-0.4	3.7	3.7
	直 方 ・ 鞍 手	2,749	2,767	1.2	0.7	1.9	1.9
	飯 塚 ・ 嘉 穂	4,197	4,193	2.2	-0.1	2.9	2.8
	田 川	2,512	2,529	2.1	0.7	1.7	1.7
	北 九 州 市	27,613	27,587	2.3	-0.1	18.8	18.7
	遠 賀 ・ 中 間	3,352	3,366	2.8	0.4	2.3	2.3
京 築	4,973	4,869	3.5	-2.1	3.4	3.3	
	合 計	146,989	147,359	3.1	0.3	100.0	100.0
地 域 別	福 岡	80,491	80,921	3.6	0.5	54.8	54.9
	筑 後	21,103	21,127	2.9	0.1	14.4	14.3
	筑 豊	9,458	9,489	1.9	0.3	6.4	6.4
	北 九 州	35,937	35,821	2.5	-0.3	24.4	24.3

### (1) 圏域別市町村民所得(所得項目別)

本県全体の市町村民所得を所得項目別にみると、雇用者報酬は全体の71.1%、財産所得(企業部門)は6.0%、企業所得は22.8%となっている。

圏域別に前年度比でみると、雇用者報酬は賃金・俸給などが増加したため、全体で1.4%の増加となっており、全ての圏域で増加した。財産所得(非企業部門)においても、一般政府の純受取が増加したため、全体で1.0%の増加となっており、全ての圏域で増加している。一方、企業所得は民間法人企業所得が減少したため、全体で3.3%の減少となっており、直方・鞍手圏域以外の14圏域で減少した。

図3 平成30年度 圏域別市町村民所得(所得項目別)



(グラフ内の数値は構成比：%)

表5 所得項目別市町村民所得(圏域別・地域別)

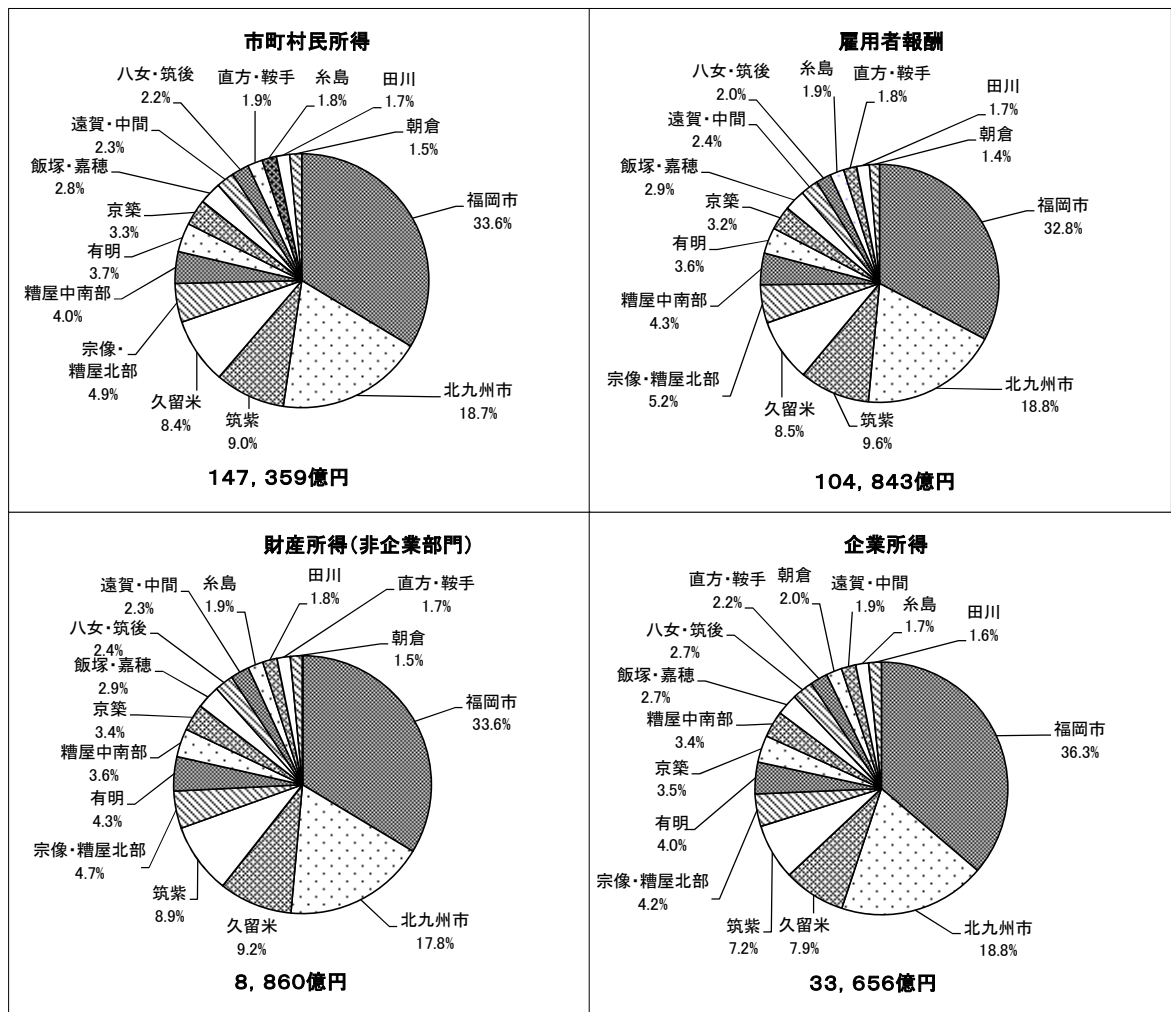
		平成30年度							
		雇用者報酬		財産所得 (非企業部門)		企業所得		合計	
		実額(億円)	対前年度 増加率 (%)	実額(億円)	対前年度 増加率 (%)	実額(億円)	対前年度 増加率 (%)	実額(億円)	対前年度 増加率 (%)
圏 域 別	福岡市	34,343	1.5	2,981	0.5	12,205	-3.8	49,529	0.1
	筑紫	10,029	1.9	788	1.4	2,409	-2.4	13,226	1.1
	糟屋中南部	4,463	3.7	316	1.9	1,137	-2.4	5,916	2.4
	宗像・糟屋北部	5,475	2.3	416	1.5	1,401	-3.2	7,292	1.1
	糸島	1,986	1.4	170	3.2	556	-3.4	2,712	0.5
	朝倉	1,439	1.3	135	2.5	672	-2.5	2,246	0.2
	八女・筑後	2,136	1.4	208	2.5	910	-1.8	3,254	0.6
	久留米	8,927	1.2	814	1.7	2,658	-3.4	12,399	0.2
	有明	3,731	1.2	380	1.8	1,363	-5.0	5,474	-0.4
	直方・鞍手	1,862	0.6	148	0.8	757	0.8	2,767	0.7
	飯塚・嘉穂	3,015	0.2	260	2.0	917	-1.5	4,193	-0.1
	田川	1,827	0.8	160	1.6	542	-0.1	2,529	0.7
	北九州市	19,672	0.9	1,577	0.0	6,339	-3.1	27,587	-0.1
	遠賀・中間	2,532	0.6	208	0.7	625	-0.5	3,366	0.4
	京築	3,406	0.1	297	1.5	1,166	-8.7	4,869	-2.1
	合計	104,843	1.4	8,860	1.0	33,656	-3.3	147,359	0.3
地 域 別	福岡	57,735	1.8	4,807	1.0	18,380	-3.4	80,921	0.5
	筑後	14,794	1.2	1,402	1.8	4,931	-3.6	21,127	0.1
	筑豊	6,705	0.5	569	1.6	2,216	-0.4	9,489	0.3
	北九州	25,610	0.8	2,082	0.3	8,130	-3.7	35,821	-0.3

## (2) 所得項目別市町村民所得(圏域別構成比)

本県全体の所得項目別の市町村民所得を圏域別構成比で見ると、福岡市、北九州市の2圏域で全体の約5割を占め、県内の動向に与える影響が大きいことを表している。

所得項目別にみても、福岡市と北九州市の2圏域で雇用者報酬、財産所得(非企業部門)で全体の約5割、企業所得で全体の約6割を占めている。

図4 所得項目別市町村民所得(圏域別構成比)



## 1 県民経済・市町村民経済計算の主要概念の整理

市町村民経済計算の概念等については、特に個別の注記のないかぎり、本編の文中「県」を「市町村」に読みかえてください。

県民経済計算は、県という地域区分で、一定期間（会計年度）の経済活動の成果を計るもので「国民経済計算」の県版といえます。

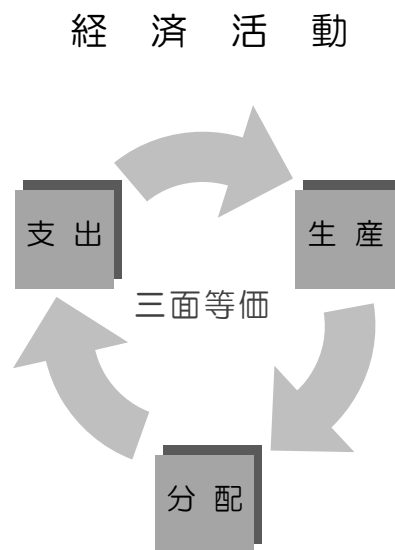
経済活動は、企業等の生産活動によって新たな価値、つまり付加価値が生み出され（「生産」）、その生産活動に参加した労働者（家計）への賃金や企業の利潤等として分配され（「分配」）、分配された付加価値を所得として家計が消費したり、企業等が投資を行ったりする（「支出」）という循環を繰り返しています。

これら「生産」「分配」「支出」から評価した付加価値は、同一の価値の流れを異なった側面から把握したもので、概念上の調整を加えると、それぞれ等しくなります。（三面等価の原則）

このように3側面から県民経済の循環と構造を計量的に把握することによって、県経済の実態を包括的に明らかにし、県の総合的な経済指標として各種施策の企画・立案等に活用することができます。

また、このほかにも、国経済における本県経済の位置が明らかになるとともに、各県経済相互間の比較が可能となり国経済の地域的分析、地域の諸施策に利用されています。

生産・分配・支出の相互関係については、14ページの「県民経済計算の相互関連図」を御参照ください。



### (1) 県内概念と県民概念

県内概念とは、県という行政区域内での経済活動を、たずさわった者の居住地にかかわらず把握するものです。一方、県民概念とは、県内に所在する企業等を含む県内居住者の経済活動を、活動地域にかかわらず把握するものです。

県民経済計算では、生産と支出は県内概念（県内でどれだけ生産や消費・投資が行われたか）、分配は県民概念（県内居住者がどれだけ所得の分配を受けたか）でとらえます。

### (2) 総（グロス）と純（ネット）

建物・機械設備などは、生産過程において年々減耗します。この減耗の価格分（固定資本減耗）を含んだ形で評価した生産額を「総（グロス）生産」、控除して評価した生産額を「純（ネット）生産額」といいます。

### (3) 市場価格表示と要素費用表示

市場価格表示とは、市場で売買される価格によって表され、消費税等の生産・輸入品に課される税を含み、企業に対する補助金を控除したものです。一方、要素費用表示とは、生産主体が土地、労働、資本などの生産要素に対して支払う費用の価格によって表したものです。

#### (4) 名目値と実質値

名目値とは、物価変動の含まれている年々の時価で評価したものです。一方、実質値とは、名目値の物価変動分を取り除いた値であり、いいかえれば、ある基準年次の物価を評価基準とする価格として表したものです。実質化には次の方式があります。

連鎖方式…常に前年の価格体系を基準にして、当年の伸び率を計算し、参照年を起点に、伸び率を毎年かけあわせて評価。参照年（デフレーターが100となる年）は5年ごとに改定され、現在は平成23（2011）暦年。この方式では、加法整合性が成立しないため、内訳項目の合計は集計値と一致しない。

固定基準年方式…ある特定の年を基準とした価格体系で評価。

一般的に固定基準年方式では、基準年から離れるほど経済実勢から乖離する傾向にあり、連鎖方式では、基準年を毎年更新していくため固定基準年方式に比べ乖離は生じないとされています。

なお、県民経済計算では、平成23年基準から実質値は生産側、支出側とも連鎖方式を採用しています。市町村民経済計算では資料の制約上、名目値のみ推計しています。

#### (5) 制度部門別分類と経済活動別分類

制度部門別分類は、財や資産を所有し、負債を負い、自らの意思で経済活動を行う主体である制度単位を分類するもので、①非金融法人企業、②金融機関、③一般政府、④家計（個人企業を含む）、⑤対家計民間非営利団体に分類されます。一方、経済活動別分類は、事業所を主として、生産に使用する技術の同一性によって分類するもので、具体的には、事業所ごとに、その事業所の主要な生産物（主産物）に着目し、同じ主産物を生産する事業所を一つの経済活動と分類しています。

なお、市町村民経済計算では制度部門別分類では推計していません。



## 2 用語等の説明

### (1) 県内総生産（生産側）

#### ○総資本形成に係る消費税

消費税の課税業者が投資を行った際、その投資財に含まれる消費税については、自ら納める消費税額から控除することができます。このため、課税業者が投資財の購入に要するコストは、消費税抜きの額とみなすことができ、支出系列における資本形成の額は、消費税込みの額から課税業者が受ける税額控除の額を差し引いたものを計上する方式をとっています。一方、生産系列から見ると、付加価値の額はすべて消費税を上乗せした市場価格で評価せざるを得ないため、支出面と生産面を一致させるために、各部門の付加価値の合計から消費税の投資税額控除額を一括して控除しています。

#### ○デフレーター

物価変動の影響を除いて、実質的な経済の成長を計測するために用いる指標のことで、参照年又は基準年を100とした場合の財貨・サービスの価格を指数で表示したものをいいます。一般的には、「実質値」＝「名目値」÷「デフレーター」という関係になります。県内総生産（生産側）で用いた連鎖方式では、産出額、中間投入額をそれぞれ実質化し、実質産出額から実質中間投入額を差し引くことにより、実質県内総生産を求めています。

### (2) 県民所得及び県民可処分所得の分配

#### ○県民（県内）雇用者報酬

労働を提供した雇用者への分配額を指すもので、賃金・俸給（賃金、給料、手当など現金で支払われるものや給与住宅差額家賃などの現物給与を含む）と雇主の社会負担（雇主の社会保障基金や年金基金への負担額、退職一時金など）で構成されます。

なお、雇用者とは個人事業主と無給の家族従業者を除くすべての就業者をいい、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も含まれます。

#### ○財産所得

金融資産や土地などを提供する見返りとして受け取る所得のことで、利子、法人企業の分配所得（配当等）、その他の投資所得及び賃貸料に分かれます。

#### ○企業所得

非金融法人企業、金融機関及び個人企業（家計に含まれる）の営業余剰・混合所得に受け取った財産所得を加算し、支払った財産所得を控除したものであり、民間法人企業、公的企業、個人企業により分類されます。

#### ○1人当たり県民所得

1人当たり県民所得とは、県民雇用者報酬、財産所得、企業所得を合計したものを各年10月1日現在の総人口（総務省統計局「人口推計」）で除したものです。

したがって、個人の所得水準を表すものではなく、企業利潤なども含んだ各県の経済全体の所得水準を表しているものといえます。

#### ○生産・輸入品に課される税

財貨・サービスの生産、販売、購入または使用に関して生産者に課せられる租税で、税法上損金算入が認められ、かつ、その負担が最終購入者に転嫁されるもので、生産コストの一部を構成するものです。例としては、消費税・関税等の国内消費税、不動産取得税、印紙税等の取引税、固定資産税、企業の支払う自動車税などがあげられます。また、日本中央競馬会納付金など特定の公的企業における収益の一部も含まれます。

#### ○補助金

①一般政府から市場生産者に交付され、②市場生産者の経常費用を賄うために交付さ

れるものであり、③財貨・サービスの市場価格を低下させるものであると考えられるもの、という3つの条件を満たす経常的交付金のことです。

(3) 県内総生産（支出側）

○財貨・サービスの移出入

移出とは、県外への財貨・サービスの売り払いと、非居住者の県内での直接購入分から構成され、一方、移入とは、県外からの財貨・サービスの買入れと居住者の県外での直接購入分から構成されています。

なお、移出入には輸出入も含まれています。

○統計上の不突合

県内総生産（生産側）と県内総生産（支出側）は、概念上一致すべきものですが、生産側系列と支出側系列では推計方法や資料が異なるために、推計値に食い違いが生ずることがあります。この食い違いを統計上の不突合といい、勘定体系のバランスを図るために設けられています。

(4) その他

○帰属家賃

実際には家賃の受払がない自己所有住宅（持ち家）について、通常の借家や借間と同様に、所有者が自身に賃貸しているものとみなし、その家賃が市場ではいくらになるかを評価・計上したものです。また、帰属家賃には、給与住宅等における実際の家賃と市場家賃との差額の評価分（給与住宅差額家賃）も含まれています。帰属家賃は生産・分配・支出の各面で、次のように計上されています。

**生産**…住宅自己所有者は住宅賃貸業を営んでいるものとされ、その帰属家賃は不動産業の生産額に計上されます。

**分配**…住宅賃貸業に伴う営業余剰は、個人企業の持ち家の所得として計上されます。

**支出**…所有者が自己所有住宅の帰属家賃相当を自分自身に支払っているものとし、家計最終消費支出へ計上されます。

[参考] 福岡県広域地域振興圏域

4 地域	15 広域地域振興圏域	市町村名
福岡	福岡市	福岡市
	筑紫	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市
	糟屋中南部	宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、久山町、粕屋町
	宗像・糟屋北部	宗像市、古賀市、福津市、新宮町
	糸島	糸島市
筑後	朝倉	朝倉市、筑前町、東峰村
	八女・筑後	八女市、筑後市、広川町
	久留米	久留米市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町
筑豊	有明	大牟田市、柳川市、みやま市
	直方・鞍手	直方市、宮若市、小竹町、鞍手町
	飯塚・嘉穂	飯塚市、嘉麻市、桂川町
北九州	田川	田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町
	北九州市	北九州市
	遠賀・中間	中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町
	京築	行橋市、豊前市、荻田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町

平成31年3月31日現在

### 3 経済活動別分類（SNA分類）と日本標準産業分類の対応表

SNA経済活動分類(平成23年基準)	日本標準産業分類(平成25(2013)年10月改定)
1 農林水産業 01 農業 02 林業 03 水産業	01 農業 (0113 野菜作農業のうち「きのこ類の栽培」→林業) (014 園芸サービス業→その他のサービス業) 02 林業 0113 野菜作農業のうち「きのこ類の栽培」 03 漁業（水産養殖業を除く） 04 水産養殖業
2 鉱業 04 鉱業	05 鉱業、採石業、砂利採取業 2181 砕石製造業
3 製造業 05 食料品 06 繊維製品 07 パルプ・紙・紙加工品 08 化学 09 石油・石炭製品 10 窯業・土石製品 11 一次金属 12 金属製品 13 はん用・生産用・業務用 機械 14 電子部品・デバイス 15 電気機械 16 情報・通信機器 17 輸送用機械 18 印刷業 19 その他の製造業	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうち「硬化油(食用)」 5895 料理品小売業のうち「製造小売分」 952 と畜場 11 繊維工業 (1113 炭素繊維製造業→窯業・土石製品) 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 16 化学工業 (1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうち「硬化油(食用)」→食料品) 17 石油・石炭製品製造業 21 窯業・土石製造業 (2181 砕石製造業→鉱業) 1113 炭素繊維製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 901 機械修理業のうち「空港等で行われる航空機整備」 15 印刷・同関連業 12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 32 その他の製造業
4 電気・ガス・水道業・廃棄物処理業 20 電気業 21 ガス・水道・廃棄物処理 業	33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業 (361 上水道業のうち「船舶給水業」→運輸・郵便業) 88 廃棄物処理業

SNA経済活動分類(平成23年基準)	日本標準産業分類(平成25(2013)年10月改定)
5 建設業 22 建設業	06 総合工事業 07 職別工事業(設備工事業を除く) 08 設備工事業
6 卸売・小売 23 卸売業  24 小売業	50 各種商品卸売業 ～ 55 その他の卸売業 959 他に分類されないサービス業のうち「卸売市場」 56 各種商品小売業 ～ 58 飲食料品小売業 ～ (5895 料理品小売業のうち「製造小売分」→食料品製造業) 60 その他の小売業 (6033 調剤薬局のうち「調剤」→保健衛生・社会事業) 61 無店舗小売業 6421 質屋
7 運輸・郵便業 25 運輸・郵便業	361 上水道業のうち「船舶給水業」 42 鉄道業 ～ 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 49 郵便業(信書便事業を含む) 861 郵便局 693 駐車場業 (自動車の保管を目的とする駐車場→不動産業。路面上に設置される駐車場は除く) 791 旅行業
8 宿泊・飲食サービス業 26 宿泊・飲食サービス業	75 宿泊業(うち会社の寄宿舎、学生寮等を除く) 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 (7721 配達飲食サービス業のうち「学校給食」→教育)
9 情報通信業 27 通信・放送業  28 情報サービス・映像音声 文字情報制作業	37 通信業 862 郵便局受託業 38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット附随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業
10 金融・保険業 29 金融・保険業	62 銀行業 ～ 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関(6421 質屋→小売業) 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
11 不動産業 30 住宅賃貸業 31 その他の不動産業	692 貸家業、貸間業、帰属計算する住宅賃貸料 68 不動産取引業 691 不動産賃貸業(貸家業、貸間業を除く) (6912 土地賃貸業を除く) 693 駐車場業のうち自動車の保管を目的とする駐車場(所有者の委託を受けて行う駐車場の管理運営の活動を含む) 694 不動産管理業

SNA経済活動分類(平成23年基準)	日本標準産業分類(平成25(2013)年10月改定)
12 専門・科学技術、業務支援 サービス業 32 専門・科学技術、業務支援 サービス業	70 物品賃貸業 71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業(他に分類されないもの) (727 著述家・芸術家→その他のサービス) 73 広告業 74 技術サービス(他に分類されないもの) (746 写真業→その他のサービス) 91 職業紹介・労働派遣業 92 その他の事業サービス業
13 公務 33 公務	97 国家公務 98 地方公務 8511 社会保険事業団体
14 教育 34 教育	7721 配達飲食サービスのうち「学校給食」 81 学校教育 (819 幼保連携型認定こども園のうち「保育所型」→保健衛生・社会事業) 82 その他の教育、学習支援業 (821 社会教育、823 学習塾、824 教養・技能教授業→その他のサービス) (8229 その他の職業・教育支援施設のうち「児童自立支援施設」→保健衛生・社会事業)
15 保健衛生・社会事業 35 保健衛生・社会事業	819 幼保連携型認定こども園のうち「保育所型」 6033 調剤薬局のうち「調剤」 8229 その他の職業・教育支援施設のうち「児童自立支援施設」 83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業 (8511 社会保険事業団体→公務)
16 その他のサービス 36 その他のサービス	014 園芸サービス 727 著述・芸術家業 746 写真業 78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 (うち791 旅行業→運輸・郵便業) 80 娯楽業 821 社会教育 823 学習塾 824 教養・技能教授業 87 協同組合(他に分類されないもの) 89 自動車整備業 90 機械等修理業(別掲を除く) (901 機械修理業のうち「空港等で行われる航空機整備」→輸送機械製造業) 93 政治・経済・文化団体 94 宗教 95 その他のサービス (952 と畜場→食料品製造業)

## 4 平成23年基準改定とは

国民経済計算では、概ね5年ごとに「産業連関表」、「国勢調査」などの結果を反映させて国民経済計算の計数全体を改定する「基準改定」が行われており、県民経済計算でもこれに準拠し「基準改定」を行っています。平成17年基準からの主な変更点は、以下のとおりです。

### (1) 基準年の変更

デフレーター基準年を平成17年から平成23年に変更しました。

### (2) 「経済活動別分類」の変更

県内総生産（生産側）の「経済活動別分類」について、従来「産業」（市場生産者に相当）、「政府サービス生産者」、「対家計民間非営利サービス生産者」（いずれも非市場生産者に相当）の3つに区分した上で、それぞれの中でさらに内訳分類を行っていましたが、この区分を取り止めるとともに、「サービス業」を「宿泊・飲食サービス業」「専門・科学技術、業務支援サービス業」「教育」「保健衛生・社会事業」「その他のサービス」とするなど、国民経済計算と同様、国際標準産業分類（第4版）と可能な限り整合的となるよう細分化を行いました。

### (3) 「研究開発（R&D）」の資本化

従来は中間投入（中間消費）として扱われていた研究開発（R&D）への支出を、総固定資本形成として取り扱うことに変更しました。

市場生産者の学術研究機関に加え、企業内研究開発や非市場生産者（政府）及び非市場生産者（非営利）に属する研究機関及び大学等が、R&Dを産出するものとして取り扱うことになりました。

### (4) 「所有権移転費用の扱い」の精緻化

資産の取得や処分に係る所有権移転費用について、その発生時に総固定資本形成として記録されることになり、新たに住宅・宅地関連の売買に係る不動産仲介手数料を所有権移転費用として総固定資本形成とすることに変更しました。

### (5) 「保証（定型保証）の扱い」の精緻化

住宅ローン保証等のように小口化・定型化された保証取引（定型保証）については、非生命保険と同様に金融資産・負債を計上するとともに、産出額等を記録することとしました。

### (6) 「年金受給権の記録に係る勧告」

確定給付型の企業年金等の年金受給権は、発生主義による記録を貫徹することとし、家計に対する債務として扱うこととしました。

### (7) 「投資信託に係る留保利益」の扱い

投資信託の投資者の受け取る財産所得について、分配金を「利子」に含まれる扱いから「配当」へ移管しました。また、投資信託の投資者に帰属する投資所得は別項目として記録することにしました。

### (8) その他の基準改定事項

#### 「中央銀行の産出」の明確化

中央銀行の産出額は生産費用の合計で計測し、そのうち受取手数料を除く部分について、一般政府が消費するとともに、同額が中央銀行から一般政府に経常移転される扱いとしました。

#### 「生産・輸入品に課される税」の範囲の変更

「事業税」について、「生産・輸入品に課される税」から「所得・富等に課される経常税」へ移管しました。

詳しくは、『「平成27年度国民経済計算年次推計(平成23年基準改定値)」に係る利用上の注意について』([https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data\\_list/kakuhou/files/h27/sankou/pdf/tyui27.pdf](https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/h27/sankou/pdf/tyui27.pdf))を御参照ください。